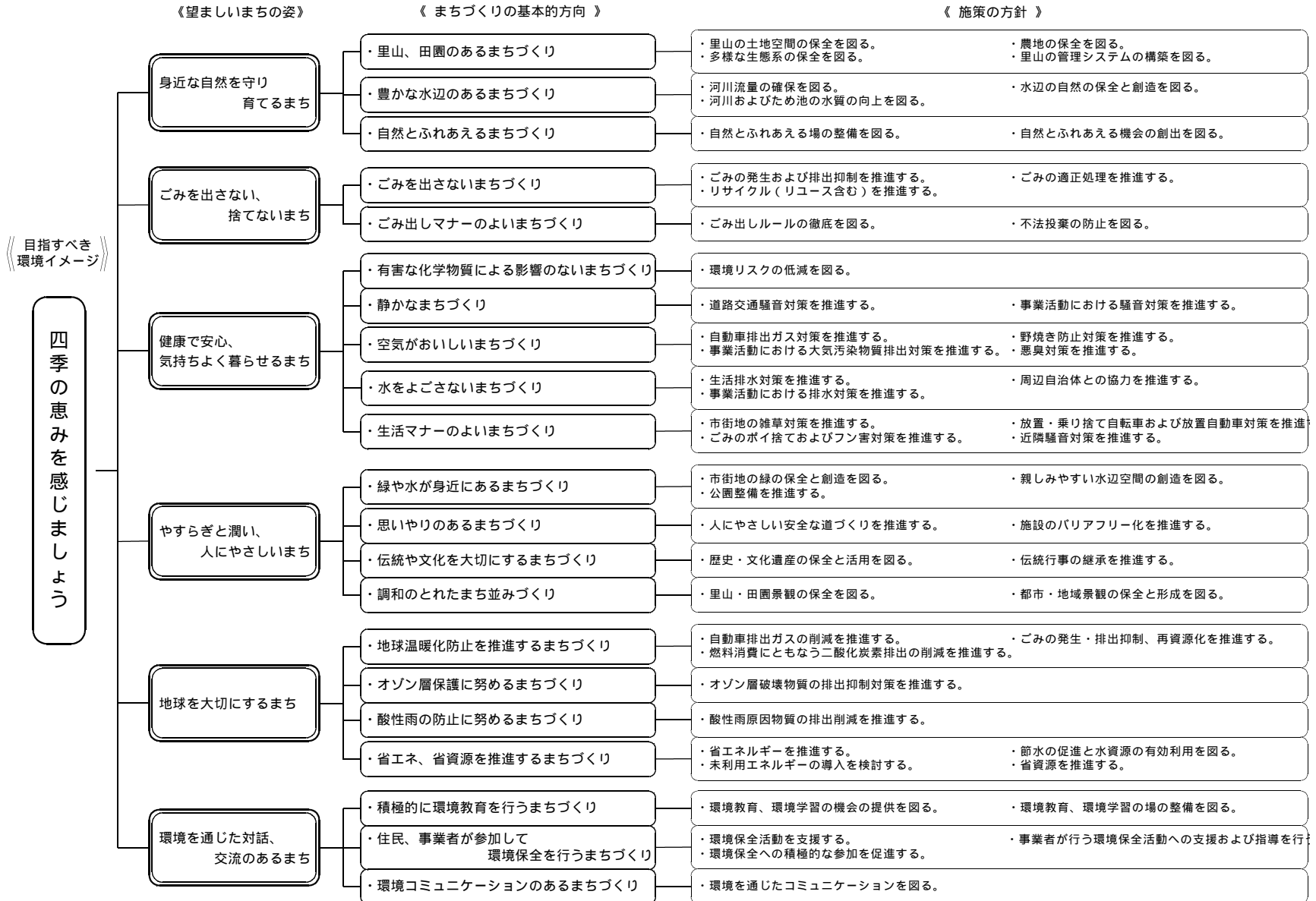


第1章 施策の体系



第2章 基本的施策と具体的手法

基本的施策と具体的手法を次に示します。具体的手法の内、網掛けをしているものは、本計画に基づき新たに実施するものを示します。

1. 「身近な自然を守り育てるまち」を目指して

(1) 里山、田園のあるまちづくり

施策の方針

- 里山の土地空間の保全を図る。
- 多様な生態系の保全を図る。
- 農地の保全を図る。
- 里山の管理システムの構築を図る。

基本的施策と具体的手法

里山の土地空間の保全

【基本的施策】 東部丘陵の緑地の保全

- 初緑地保全に対する行政の姿勢を地主等に周知する。
- 初樹林伐採や土取りの規制について検討する。
- 初緑地の保全を図るための規制・誘導手法を検討する。
- 初里山の保全に関する補助金交付事業について検討する。
- 初土取り事業に対し、植林や表土の埋め戻し義務化等を進める。
- 初土取りにおいて産業廃棄物等がもち込まれないよう、監視体制を強化する。

【基本的施策】 樹林の計画的保全

- 初自然環境調査を実施する。
- 初土地利用計画を策定する。

多様な生態系の保全

【基本的施策】 動植物の保護

- 初湿地や樹林等における希少種の生育・生息場所の保全対策を講じる。
- 初貴重な動植物をまちの天然記念物として指定することを検討する。

【基本的施策】 多様な生態系の保全および生息環境の創造

- 初生態系調査を実施する。
- 初土地利用計画を策定し、自然豊かな地域を計画的に保全する。
- 初都市林についての計画の具体化、実現化を図る。
- 初有機農業や低農薬農法等の自然と共生する農業を推進する。

【基本的施策】動植物の保護意識の啓発

初本町に生育・生息する動植物の情報提供等により、保護意識の啓発を図る。
初貴重種の採取に対する監視ボランティアの設立等、住民参加による動植物保護のシステムを検討する。

農地の保全

【基本的施策】農地の計画的保全

初土地利用計画を策定する。
初農業振興地域整備計画による計画的な農地保全を図る。

【基本的施策】遊休農地対策の推進

初地域特産物の栽培、教育、交流、福祉の場等、農地に多様な機能をもたせ、活用する。
初市民農園の整備を検討する。
初景観形成作物*の栽培を推進し、緑地景観としての保全を図る。
初新たな地域コミュニティによる農地の管理を推進する。

*景観形成作物

収穫を目的とせず、景観の形成を目的としたヒマワリ、コスモス、菜の花、レンゲ等の作物のことです。

【基本的施策】農業の育成

初「NAGAKUTE」ブランド作物の認定と、直販ルートの構築を推進する。
初担い手農家への優良農地の利用集積や農作業の受委託を推進する。

【基本的施策】消費者と生産者の関係強化の推進

初農業従事者と消費者となる住民の交流を図る。
初中学生による体験稲作の実施を推進する。
初保育園、小学校による体験稲作を継続する。

里山の管理システムの構築

【基本的施策】住民参加による適切な維持管理システムの構築

初里山の重要性と管理上の問題や自然保全思想に関する情報を広報紙やCATV等で紹介し、普及啓発に努める。
初住民活動団体、地主、行政が協議し、協力できるシステムの構築を図る。
初ボランティアとして保全に積極的に協力してもらえるような住民団体を支援する。
初里山管理ボランティアの設立を検討する。

(2) 豊かな水辺のあるまちづくり

施策の方針

- 河川流量の確保を図る。
- 河川およびため池の水質の向上を図る。
- 水辺の自然の保全と創造を図る。

基本的施策と具体的手法

河川流量の確保

【基本的施策】 雨水かん養機能のある樹林や農地の保全、育成

- 初みどりの条例に基づく事前協議における指導（土取り後の緑化指導）を強化する。
- 初「里山、田園のあるまちづくり」施策の方針「里山の土地空間の保全」(P.44)、「農地の保全」(P.45) 参照。

河川およびため池の水質の向上

【基本的施策】 水質に関する現状把握

- 初水質データの定期的な測定と公表を行う。

【基本的施策】 生活排水対策の推進

- 初生活排水改善のための啓発に努める。
- 初下水道の整備を推進し、下水道等の利用を促進する。

【基本的施策】 水質浄化対策の検討

- 初河川内浄化について検討する。

水辺の自然の保全と創造

【基本的施策】 生態系に配慮した河川、ため池等の保全、整備

- 初香流川の水辺は、河川とのふれあいの場として整備する。
- 初立石池については、環境教育等の実践の場として、水環境整備事業による整備を図る。

【基本的施策】 水辺の自然の保全と創造に関する環境保全活動への支援

- 初川にごみを捨てないように啓発活動を推進する。

(3) 自然とふれあえるまちづくり

施策の方針

- 自然とふれあえる場の整備を図る。
- 自然とふれあえる機会の創出を図る。

基本的施策と具体的手法

自然とふれあえる場の整備

【基本的施策】 里山や田園の自然とふれあえる場の整備

- 初東部地域の里山を自然観察等の体験の森として活用を検討する。
- 初都市林についての計画の具体化、実現化を図る。
- 初市民緑地制度*の活用を検討する。
- 初遊休農地等を活用した市民農園の整備を検討する。

*市民緑地制度

緑地の確保を目的として、行政が土地所有者から土地を借り受け、緑地として整備し、住民に開放する制度です。借り受けた契約の期間は、緑地の管理は行政が行うこととなります。

【基本的施策】 水辺の自然とふれあえる場の整備

- 初香流川整備計画、立石池整備を推進する。
- 初学校内におけるビオトープ*の創出を推進する。

*ビオトープ

生物を意味するBioと場所を意味するTopを合成したドイツ語で、「野生生物の生息空間」を意味します。生態学的には「生物の生息に必要な最小単位の空間のこと」とされています。一般にはトンボ池等ある程度のまとまりのある生息地としてやや緩やかに使われ、さらに地域的な広がりをもつ生息空間等として幅広く使われることもあり、郊外から都市にかけての水辺、湿地、草地から森林にいたるまでの水と緑を結ぶネットワーク化までを考慮した概念です。

自然とふれあえる機会の創出

【基本的施策】 里山や田園の自然とふれあえる機会の創出

- 初自然観察会を開催する。
- 初子どもエコクラブやネイチャー探検隊の活動を推進する。

【基本的施策】 水辺の自然とふれあえる機会の創出

- 初住民の参加で水質調査や水生生物調査等を実施する。

2. 「ごみを出さない、捨てないまち」を目指して

(1) ごみを出さないまちづくり

施策の方針

- ごみの発生および排出抑制を推進する。
- リサイクル（リユース含む）を推進する。
- ごみの適正処理を推進する。

基本的施策と具体的手法

ごみの発生および排出抑制の推進

【基本的施策】住民・事業者・行政が一体となったごみ減量化推進体制の確立

初ごみ減量のネットワークの構築を推進する。

初ごみの発生および排出抑制の意識啓発活動を推進する。

初ごみの発生および排出の少ない製品の製造および販売を促進する。

初ごみ処理費用負担の公平化を検討する。

初デポジット制度導入や買い物袋持参運動を支援する。

【基本的施策】住民、事業者のためのごみ減量行動指針の策定

初環境配慮指針、ローカルアジェンダを策定し、ごみ減量を推進する。

リサイクル（リユース含む）の推進

【基本的施策】ごみ分別の強化とリサイクルの推進

初リサイクルの拠点となる施設の整備を検討する。

初分別意識の高揚を図る。

初行政が率先してごみ分別の強化とリサイクルを実施する。

【基本的施策】生ごみの堆肥化の推進（各家庭、事業所、学校）

初堆肥の提供・利用システムの構築を検討する（例：市民農園における使用）。

初生ごみ処理機購入の補助制度を継続する。

初剪定枝、剪定木のチップ化を推進する。

【基本的施策】 事業系ごみのリサイクルの推進

初製造・販売段階でのごみの発生および排出抑制を図るとともに、リサイクルを推進する。

初事業系ごみのリサイクルルートの確立を支援する。

初トレイの白色化等のリサイクルしやすいシステムの指導を行う。

初リサイクル推進店の認定制度の導入を推進する。

【基本的施策】 不用品再利用システムの整備

初リサイクル商品の使用拡大を図る。

初リサイクルマーケットの開催を継続する。

初粗大ごみの再利用を図るためのリサイクル施設の整備を検討する。

ごみの適正処理の推進

【基本的施策】 ごみ分別収集の徹底

初自治会等の住民組織との協力体制を推進する。

【基本的施策】 ごみの焼却処理の自粛の促進

初野焼き等によるごみの焼却行為の自粛を促すとともに、適正処理に関する啓発を推進する。

【基本的施策】 ごみの適正処理に関する情報の提供

初廃棄物に関する処理方法、処理先等の情報を提供する。

循環型社会の形成の推進のための法の整備

基本的枠組み法

循環型社会形成推進基本法
循環型社会の姿を明示
処理の優先順位を法定化
国、地方公共団体、事業者、国民の責務
国の施策
(推進計画の策定等)

一般的な仕組みの確立

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(改正)
排出事業者の責任を強化
産業廃棄物処理業の要件等を強化
地方公共団体の責任を強化
資源の有効な利用の促進に関する法律
特定の製品に対する廃棄物の発生抑制の義務づけ
特定の製品に対する部品等の再使用の義務づけ
特定の製品に対する回収、リサイクルの義務づけ
特定の業種に対する産業廃棄物の発生抑制

個別物品の特性に応じた規制

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
特定家庭用機器再商品化法
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律

需要面からの支援

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律

(2) ごみ出しマナーのよいまちづくり

施策の方針

ごみ出しルールの徹底を図る。

不法投棄の防止を図る。

基本的施策と具体的手法

ごみ出しルールの徹底

【基本的施策】ごみ出しルールやマナーの徹底

初衛生委員を中心に、地域におけるルールの徹底を図る。

初大学、学生自治会、大学生協等を通して、ごみ出しルールの徹底を図る。

初単身用集合住宅等については、地域や所有者および管理会社との連携強化を図る。

不法投棄の防止

【基本的施策】不法投棄対策の推進

初定期的なパトロールを実施し、不法投棄を未然に防ぐ。

初不法投棄防止の住民意識の啓発活動を実施する。

初不法投棄の場となりやすい場所については、所有者（管理者）による自主的防止策について協力する。

ごみ出しルールとマナー

ごみはきちんと分別する。（2001(H13)年4月からは8分別）

（もえるごみ、もえないごみ、びん、かん、古紙、ペットボトル、粗大ごみ、プラスチック製包装容器）

ごみは収集日の朝8時30分までに出す。

収集日以外にはごみを出さない。

ごみは決められた場所に出す。

生ごみはしっかり水切りしてから出す。

ペットのフンやオムツの排泄物はトイレに流し、ごみ収集に出さない。

カセットボンベやスプレーかんは使い切ってから穴をあけて出す。

陶器やガラスの破片等は紙に包むなどし、中身が分かるように表書きをして出す。

びん、かん、ペットボトルは中身を使い切り、水洗いしてから出す。

びん、かんを出すときは、音をたてないように気をつける。

3. 「健康で安心、気持ちよく暮らせるまち」を目指して

(1) 有害な化学物質による影響のないまちづくり

施策の方針

環境リスク*の低減を図る。

*環境リスク

化学物質等による環境汚染が、人の健康や生態系に好ましくない影響を与えるおそれ(可能性)を示します。リスクは、「発生の不確かさ」と「影響の大きさ」で評価されます。

基本的施策と具体的手法

環境リスクの低減

【基本的施策】研究施設等における化学物質の使用実態の把握の推進

初有害化学物質の使用実態についての定期的な調査を実施する。

【基本的施策】化学物質の適正管理に関する取り組みの推進

初研究施設等における有害化学物質の適正管理計画および緊急時対策計画作成の推進、危険物取り扱い施設における危険物管理の指導を行う。

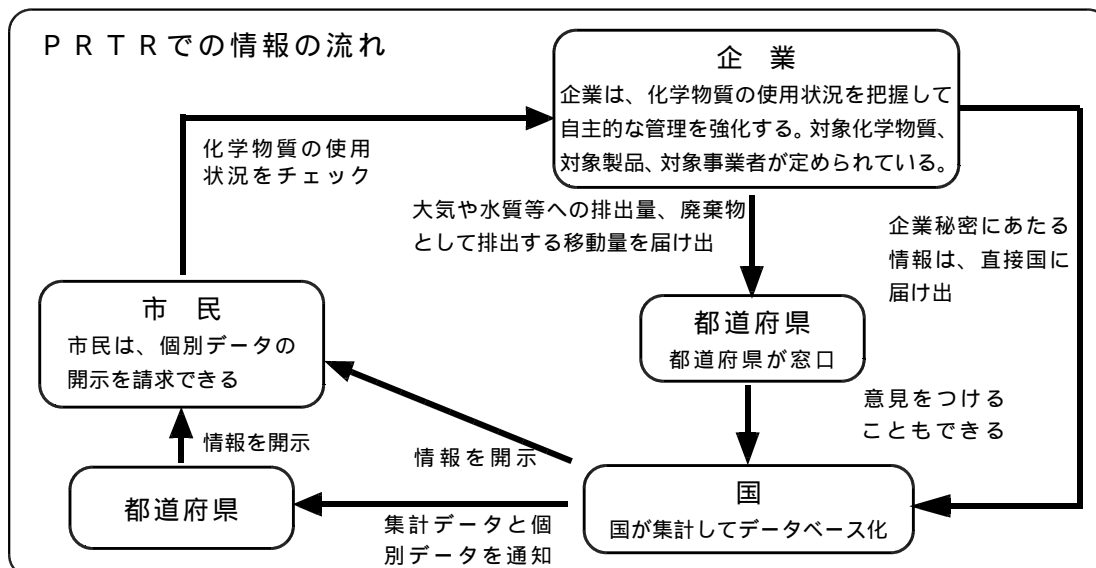
【基本的施策】化学物質の環境リスクに関する情報提供

初化学物質の環境リスクに関する情報を収集し、インターネットや広報で住民や事業者へ情報提供を行う。

初環境汚染物質排出・移動登録(P R T R)*制度の啓発を行う。

*環境汚染物質排出・移動登録(P R T R)

工場、事業場が化学物質の環境への排出量や廃棄物としての移動量を自ら把握し、その結果を行政に報告し、行政が何らかの形で公表するものです。つまり、化学物質の排出・移動量の登録を通じて、環境リスクを管理するものです。



(2) 静かなまちづくり

施策の方針

- 道路騒音対策を推進する。
- 事業活動における騒音対策を推進する。

基本的施策と具体的手法

道路騒音対策の推進

【基本的施策】自動車利用を減らすことによる交通量の削減の推進

- 初東部丘陵線の整備や路線バス、N - バスの再編による公共交通機関の整備と利用を推進する。
- 初東部丘陵線の整備にともない、パークアンドライド*方式の導入や駐輪場の確保・整備について検討する。
- 初徒歩および自転車利用の促進を図る。

*パークアンドライド

都市周辺駅に駐車場を設置することにより、公共交通機関への乗り換えを促進し、都市内への集中する自動車交通量の削減を図る方式。

【基本的施策】道路騒音低減対策の推進

- 初排水性舗装の導入を検討する。

【基本的施策】生活道路における騒音対策の推進

- 初コミュニティゾーンの設置等により、住宅地内への通過車両の侵入を抑制する。

【基本的施策】騒音の状況の把握

- 初定期調査等による騒音監視を図る。

事業活動における騒音対策の推進

【基本的施策】公害防止協定の適切な運用

- 初法令の改正や住民の要望等に対応して、協定内容を適宜見直す。
- 初協定を遵守するように指導する。

【基本的施策】工場立地の適正化と、住宅と工場の混在による騒音対策の推進

初新たな市街地には地区計画制度等の活用を検討し、住宅と工場の混在のない土地利用を図る。

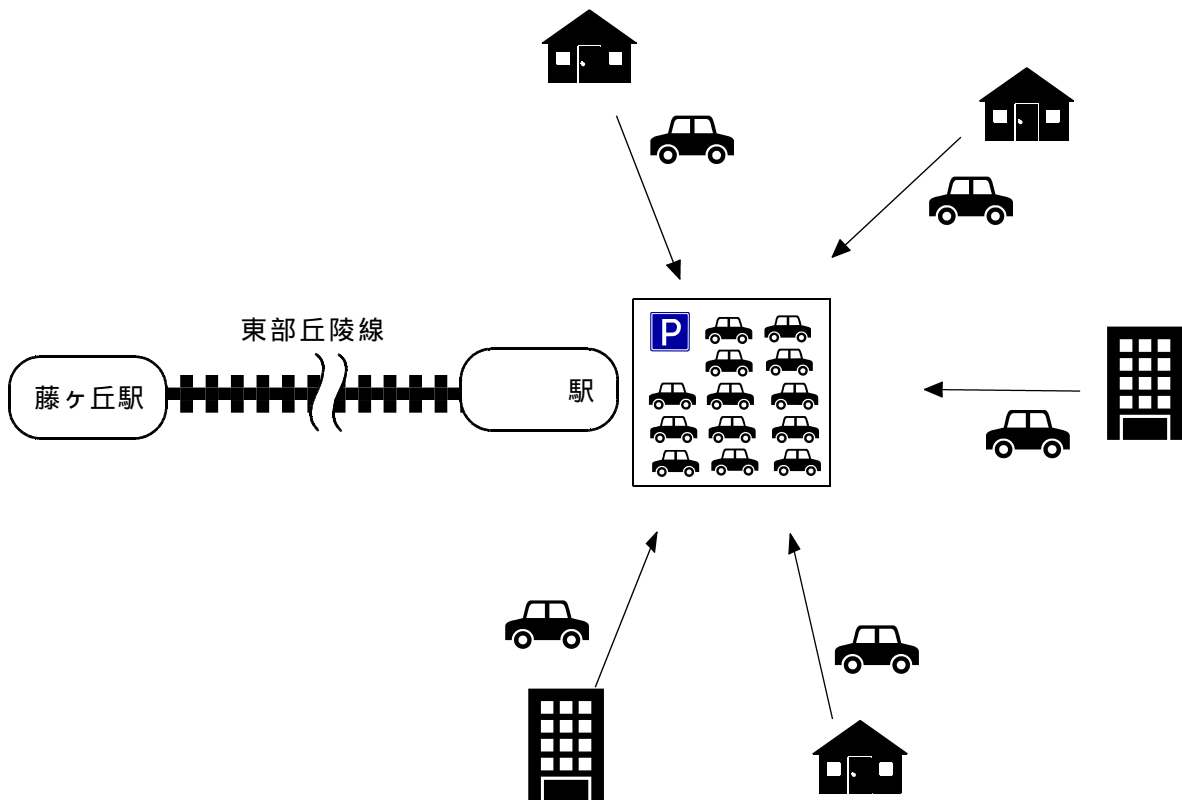
初住宅と工場が混在している地区においては、緑化の推進による騒音等の低減や工場の移転促進等を図る。

初工場、事業所に対し、公害防止のための施設整備に対する融資等を推進する。

【基本的施策】土取り事業や建設作業による騒音低減対策の指導強化

初低騒音型の機械等の利用や騒音低減につながる工法を採用するよう指導する。

初現場への大型車の集中による騒音の低減に努めるよう指導する。



パークアンドライドシステムの概念

(3) 空気がおいしいまちづくり

施策の方針

自動車排出ガス対策を推進する。

事業活動における大気汚染物質排出対策を推進する。

野焼き防止対策を推進する。

悪臭対策を推進する。

基本的施策と具体的手法

自動車排出ガス対策の推進

【基本的施策】自動車利用を減らすことによる交通量の削減の推進

初東部丘陵線の整備や路線バス、N - バスの再編による公共交通機関の整備と利用を推進する。

初東部丘陵線の整備にともない、パークアンドライド方式の導入や駐輪場の確保・整備について検討する。

初徒歩および自転車利用の促進を図る。

【基本的施策】低公害車への転換と普及の推進

初エコカー導入を推進する。

初住民への情報提供と啓発を推進する。

【基本的施策】自動車排出ガス削減に関する意識の啓発

初ノーカーデーの普及啓発を行う。

初アイドリングストップ運動等、環境にやさしい運転マナーの啓発を行う。

【基本的施策】大気汚染状況の把握

初大気汚染状況の調査手法、調査頻度等を具体的に検討し、大気汚染状況の監視を図る。

事業活動における大気汚染物質排出対策の推進

【基本的施策】工場、事業所における大気汚染物質の排出削減の指導の継続

初ボイラー、焼却炉等を使用している事業所の実態把握に努める。

【基本的施策】土取り現場および土砂等運搬車両から飛散する粉じんの飛散防止対策の指導

初粉じんの飛散防止計画を作成するよう指導する。

野焼き防止対策の推進

【基本的施策】愛知県公害防止条例第46条「屋外燃焼行為の制限」*の徹底

初ごみの野焼きに関する監視パトロールを実施する。

*愛知県公害防止条例第46条「屋外燃焼行為の制限」

「ゴム、皮革、合成樹脂、いおう、廃油等、燃やすことにより多くのばい煙や悪臭を発生する物質を屋外において多量に燃やさないこと。」を示します。

【基本的施策】野焼きや小型焼却炉による一般ごみの焼却自粛に関する啓発および指導の推進

初焼却自粛に関する個別指導の実施を検討する。

初主な事業所における小型焼却炉使用状況を把握し、代替措置について指導する。

悪臭対策の推進

【基本的施策】悪臭の発生源対策の推進

初下水道整備を推進する。

初浄化槽の適正管理や側溝の清掃を促進する。

初悪臭発生源関連施設の適正維持管理の指導を行う。

【基本的施策】悪臭防止に関する啓発の実施

初下水道等への接続や浄化槽の適正管理についての啓発を行う。

(4) 水をよごさないまちづくり

施策の方針

- 生活排水対策を推進する。
- 事業活動における排水対策を推進する。
- 周辺自治体との協力を推進する。

基本的施策と具体的手法

生活排水対策の推進

【基本的施策】下水道の整備と各家庭の下水道等への接続の推進

- 初下水道の早期整備を推進する。
- 初下水道等への接続を推進する。

【基本的施策】合併浄化槽の普及と浄化槽の適切な維持管理の指導強化

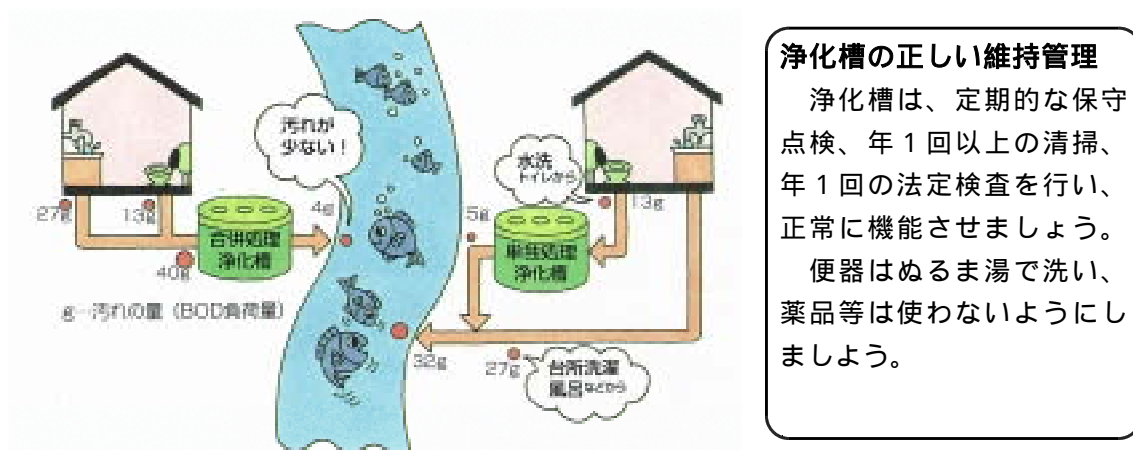
- 初単独浄化槽の合併処理化を促進する。
- 初必要に応じ、浄化槽の適切な維持管理について個別に指導する。

【基本的施策】家庭における生活排水改善対策の普及啓発活動の推進

- 初台所での排水対策等、各家庭でできる生活排水対策について情報提供、啓発活動を行う。
- 初生活排水クリーン推進員制度*の活用を図る。
- 初生活排水モデル地区による実践活動の実施を検討する。

*生活排水クリーン推進員制度

生活排水による河川等の水質汚濁の防止と、住民の生活環境の保全を図ることを目的とした制度です。推進員は、町長から依頼された町内在住の住民で、地域の住民に生活排水についての情報や知識を提供し、家庭でできる浄化について指導するなどの役割を果たします。



浄化槽の正しい維持管理
 浄化槽は、定期的な保守点検、年1回以上の清掃、年1回の法定検査を行い、正常に機能させましょう。
 便器はぬるま湯で洗い、薬品等は使わないようにしましょう。

[資料：みんなでとりもどそうきれいな川を（長久手町）]

事業活動における排水対策の推進

【基本的施策】下水道整備の推進および利用の促進

初下水道等への接続状況を把握し、個別に接続を指導する。

【基本的施策】水質汚濁防止法規制対象外の工場および事業所における排水対策の推進

初排水状況の実態を把握し、必要に応じて定期的水質調査の実施、指導を行う。
初必要に応じ、排水処理施設設置を促進する。

【基本的施策】有機塩素系化合物等の使用事業所に対する排出抑制対策の推進

初使用事業所および廃棄処理ルートの実態を把握し、必要に応じて適正処理について個別に指導を行う。

【基本的施策】工事現場、土取り現場における水質汚濁対策の指導強化

初水質汚濁防止計画を作成するよう指導するとともに、放流基準値の設定について検討する。

【基本的施策】農業における排水対策の促進強化

初農薬や肥料の適正使用に関する指導を強化する。

【基本的施策】畜産排水対策の推進

初水質への影響について実態を把握し、必要に応じて施設の改善を指導する。

周辺自治体との協力の推進

【基本的施策】周辺自治体との協力の推進

初周辺自治体との情報交換システムを確立する。

(5) 生活マナーのよいまちづくり

施策の方針

- 市街地の雑草対策を推進する。
- ごみのポイ捨ておよびフン害対策を推進する。
- 放置・乗り捨て自転車および放置自動車対策を推進する。
- 近隣騒音対策を推進する。

基本的施策と具体的手法

市街地の雑草対策の推進

【基本的施策】 空き地等の地主に対する指導の推進

初地主に対する管理の啓発活動および個別指導の強化に努める。

【基本的施策】 地域コミュニティによる雑草対策の推進

初地域コミュニティ活動に対し協力支援を図る。

ごみのポイ捨ておよびフン害対策の推進

【基本的施策】 ごみのポイ捨てやフン害の防止対策の実施

初ポイ捨ての場となりやすい場所の適切な管理を行い、ポイ捨て防止に努める。
初ポイ捨てやフン害防止の啓発活動を実施する。

【基本的施策】 地区および住民団体による清掃活動等の支援の継続

初地域における清掃美化活動を推進する。
初学校行事として、清掃美化活動を推進する。

放置・乗り捨て自転車および放置自動車対策の推進

【基本的施策】 放置・乗り捨て自転車防止対策の実施

初放置・乗り捨て自転車の撤去、保管、廃棄等に関する条例、規則等の制定を
検討する。

【基本的施策】 放置自動車の速やかな処理

初警察による放置自動車の早期ごみ認定を働きかける。

【基本的施策】 自転車放置等の防止に対する住民のモラル向上の促進

初放置・乗り捨て自転車追放のための街頭キャンペーン等の啓発活動を実施する。

初自治会をはじめとする地域への追放協力依頼を実施する。

近隣騒音対策の推進

【基本的施策】 近隣騒音防止に対するマナー向上の促進

初マナー向上のための啓発活動を推進する。

初苦情に対する適切な指導に努める。

【基本的施策】 営業騒音に対する指導の強化

初深夜営業事業所の実態を把握する。

初防音対策等の指導を行う。

愛知県公害防止条例における営業騒音の基準等

飲食店営業等に伴う騒音に係る基準の遵守等（第48条）

午後10時から翌日の午前6時までの間、営業所の敷地境界において、以下の基準を超える騒音を発生させてはならない。

対象営業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食店営業 ・ 液化石油ガススタンド営業 ・ ゴルフ練習場営業 ・ アイススケート場営業 ・ 喫茶店営業 ・ ホールディング場営業 ・ テニス場営業 ・ ガソリンスタンド営業 ・ パーティングセンター営業 ・ 遊泳場営業 	
基準	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	40デシベル
	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	50デシベル
	工業地域	60デシベル
	工業専用地域	70デシベル
	その他の地域	50デシベル

その他

- ・ 深夜における音響機器の使用の制限等（第48条の2）
- ・ 拡声器の使用の制限（第47条）

4. 「やすらぎと潤い、人にやさしいまち」を目指して

(1) 緑や水が身近にあるまちづくり

施策の方針

- 市街地の緑の保全と創造を図る。
- 公園整備を推進する。
- 親しみやすい水辺空間の創造を図る。

基本的施策と具体的手法

市街地の緑の保全と創造

【基本的施策】市街地の良好な緑地の保全

- 初社寺林を保全し、緑に親しむ場として活用を図る。
- 初新たな市街地等開発が進められる区域については、適切な都市緑地*の指定を行うなど、可能な限り緑地の保全に努める。

*都市緑地

主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられている緑地のことです。

【基本的施策】公共施設および民間施設の緑化の推進

- 初公共施設内の緑化を図る。
- 初道路植栽帯やポケットパーク等の公共用地を、花いっぱい運動等の住民の緑化実践の場として解放する。
- 初緑地協定等を活用し、店舗、工場、駐車場等の民間施設の緑化を図る。

【基本的施策】住宅地の緑化の促進

- 初宅地開発指導要綱の適切な運用により、開発時の緑化を推進する。
- 初地区計画、緑地協定等を活用し、緑豊かな住宅地の形成を図る。
- 初緑化意識の高揚と、緑化に関する普及啓発を推進する。
- 初生け垣補助制度利用を推進する。

【基本的施策】歩行者中心の水と緑のネットワーク化の推進

- 初香流川等の河川沿いの道路や歩道の植栽を豊かにし、ネットワーク化を図る。
- 初土地区画整理地内において緑道の整備を図るとともに、新たな市街地においても適切な配置を行う。
- 初緑道整備にあたっては、植栽する樹木や施行方法について、周辺環境に配慮し工夫を凝らす。

【基本的施策】緑化に関する制度の整備、充実

初緑化に対する各種助成制度の利用を促進するとともに、新たな制度を検討する。

初緑化推進団体および人材の育成に努め、緑化推進体制の充実を図る。

公園整備の推進

【基本的施策】新たな市街地における適切な公園整備の推進

初区画整理整備地区内においては、適切な公園緑地計画を検討する。

【基本的施策】総合公園、地区公園整備の推進

初総合公園を色金山、御嶽山周辺に配置し、計画の具体化、実現を図る。

初地区公園を立石池周辺に配置し、池がもつ自然環境を生かしながら計画的な整備を図る。

【基本的施策】特色ある施設整備と管理運営制度の充実

初施設整備計画作成においては、住民意見および地域特性を反映させながら計画する。

親しみやすい水辺空間の創造

【基本的施策】親水機能を高めた河川やため池の改修、整備の実施

初香流川においては、連続する遊歩道や歩行者自転車専用道路を整備するとともに、環境に応じた水とふれあえる拠点となる「場」を所々に整備する。

初立石池については、自然環境を生かしながら計画的な整備を図る。

【基本的施策】親しみやすい水辺空間整備における住民意見の反映

初実施設計や整備後の維持管理において、住民参加のあり方を検討する。

初住民参加による河川の清掃・美化活動の推進と、活動の支援を行う。

【基本的施策】水質浄化対策の推進

初河川内浄化の手法について検討する。

(2) 思いやりのあるまちづくり

施策の方針

人にやさしい安全な道づくりを推進する。

施設のバリアフリー*化を推進する。

基本的施策と具体的手法

人にやさしい安全な道づくりの推進

【基本的施策】歩行者、自転車の安全確保

初交差点改良や歩道の整備を推進する。

【基本的施策】誰もが安全で快適に利用することができる歩道の整備

初「人にやさしい街づくり計画」*における基本施策「安心して出かけられる歩道の整備」を推進する。

【基本的施策】歩道上の障害物対策の推進

初放置・乗り捨て自転車の撤去、保管、廃棄等に関する条例、規則の制定を検討する。

初自転車放置等の防止に対する住民のモラル向上のための啓発活動を実施する。

初歩道上に設置された看板等の対策を推進する。

施設のバリアフリー*化の推進

【基本的施策】公共施設および民間施設におけるバリアフリー*化の推進

初「人にやさしい街づくり計画」*における基本施策「気兼ねなく利用できる公共施設の整備」、「誰もが利用できる店舗づくりの誘導」を推進する。

【基本的施策】民間事業者への普及啓発、情報提供、指導の推進

初「人にやさしい街づくり計画」*における基本施策「暮らしやすい住宅づくりの支援」、「民間事業者への普及啓発活動」を推進する。

*人にやさしい街づくり計画

本町が策定した計画で、子ども、老人、障害者等のすべての人が、公共施設や店舗等を円滑に利用できるまちづくりを推進するための基本方針等を定めた計画です。

*バリアフリー

高齢者や障害者等の生活や活動に不便な障害を取り除くことです。階段に手すりを設置する、スロープを設ける、通路の段差をなくすなどがあげられます。

(3) 伝統や文化を大切にすまちづくり

施策の方針

歴史・文化遺産の保全と活用を図る。

伝統行事の継承を推進する。

基本的施策と具体的手法

歴史・文化遺産の保全と活用

【基本的施策】 史跡整備の推進

初史跡の公有地化を検討する。

【基本的施策】 歴史・文化遺産の整備と活用の推進

初史跡等の案内ボランティアの育成を図る。

【基本的施策】 歴史・文化遺産についての価値や大切さについての情報提供や啓発活動の推進

初歴史、文化に関するパンフレットを作成する。

初シルバーカレッジ等において、歴史、文化に関する講座等を開催する。

伝統行事の継承の推進

【基本的施策】 伝統行事(芸能)の保存

初継承者および団体を育成し、援助する。

【基本的施策】 地域で実施される伝統行事の支援

初文化財保存または継承を行う地域に対する援助を継続する。

【基本的施策】 伝統行事についての情報提供と啓発活動の推進

初本町の歴史、伝統を人々に伝えられる特色ある博物館建設を検討する。

(4) 調和のとれたまち並みづくり

施策の方針

里山・田園景観の保全を図る。

都市・地域景観の保全と形成を図る。

基本的施策と具体的手法

里山・田園景観の保全

【基本的施策】まとまりのある里山・田園景観の保全および育成

初東部丘陵の緑地の保全に努める。

初農業振興整備計画による計画的農地利用を図る。

都市・地域景観の保全と形成

【基本的施策】快適で魅力ある都市景観の形成

初水と緑、および地域の特性を生かした景観の形成を図る。

初都市景観形成上重要な道路、河川、公園等の施設を景観形成に配慮しながら整備を推進する。

初新たな市街地のまちづくりには、地区計画、建築協定等の制度の活用を検討し、積極的な景観の誘導を図る。

初地区レベルのまちづくりとして、地区計画制度、建築協定等を活用して、建築行為を誘導することにより、それぞれの区域の特性にふさわしい良好な景観整備および保全を図る。

初歩道のインターロッキング舗装、景観照明等、沿道景観に配慮する。

【基本的施策】屋外広告物の適正化

初定期的なパトロールを実施し、違反広告物の排除を行い、都市の美観向上に努める。

【基本的施策】住民に対する景観意識の啓発の推進

初啓発用パンフレットの配布、写真コンテスト等の啓発活動を推進する。

5. 「地球を大切にすまち」を目指して

(1) 地球温暖化防止を推進するまちづくり

施策の方針

自動車排出ガスの削減を推進する。

燃料消費にともなう二酸化炭素排出の削減を推進する。

ごみの発生・排出抑制、再資源化を推進する。

基本的施策と具体的手法

自動車排出ガスの削減の推進

「空気がおいしいまちづくり」施策の方針「自動車排出ガス対策の推進」(P.54)参照。

燃料消費にともなう二酸化炭素排出の削減の推進

【基本的施策】省エネルギー行動の実践の推進

初省エネルギー意識の啓発活動を行う。

初率先行動に関する計画を策定し、実施する。

初行政、事業者におけるISO 14001の認証取得を推進する。

【基本的施策】省エネルギー施設、設備等の普及の推進

初建物の断熱化、採光等、エネルギー効率の良い施設整備を促進する。

初省エネルギー施設、設備、機器等の情報を収集し、住民や事業者への提供を図る。

【基本的施策】エネルギーの有効利用の推進

初太陽熱利用、太陽光発電等の自然エネルギー、その他の未利用エネルギーの利用に関する情報提供を行う。

初自然エネルギー等の利用設備設置に関する補助の普及、拡大を検討する。

ごみの発生・排出抑制、再資源化の推進

「ごみを出さないまちづくり」施策の方針「ごみの発生および排出抑制の推進」(P.48)、「リサイクル(リユース含む)の推進」(P.48)参照。

(2) オゾン層保護に努めるまちづくり

施策の方針

オゾン層破壊物質の排出抑制対策を推進する。

基本的施策と具体的手法

オゾン層破壊物質の排出抑制対策の推進

【基本的施策】 オゾン層破壊物質の回収および適正処理についての実績の把握

初自動車用エアコン、業務用の冷蔵庫やエアコン等のオゾン層破壊物質の回収状況について実態を把握する。

【基本的施策】 オゾン層破壊物質の回収および適正処理ルートの確立

初フロン等回収品目を拡大する（晴丘センター）。

初オゾン層破壊物質の適正排出についての啓発、回収および適正処理についての啓発および指導を行う。

初ハロンバンク登録消防設備*の管理の徹底指導に努める。

*ハロンバンク登録消防設備

ハロンバンク推進協議会に登録されている消防設備のことです。ハロンバンク推進協議会とは、既に生産され、消火設備、機器として設置済みのハロンのデータベースを作成し、ハロンの回収、リサイクルを行うことを目的として、1993(H5)年7月に設置された協議会です。なお、ハロンの生産は、1993(H5)年末に中止されました。

【基本的施策】 オゾン層を破壊しない製品の利用の推進

初オゾン層破壊物質を用いない製品の情報提供を行う。

愛知県フロン回収・処理推進協議会

「愛知県フロン回収・処理推進協議会」とは、業務用空調機器、廃自動車、廃家電品等に使用されているフロンの回収・処理を推進するため、1996(H8)年3月に設立された組織です（2000(H12)年3月末現在の構成員数：関係団体10、事業者77(賛助会員を含む)、地方自治体72）。

愛知県フロン回収・処理推進協議会のフロン回収・処理状況

単位：ト/年

年度	回収量				年度	回収量			
		破壊量	再利用量	保管量			破壊量	再利用量	保管量
1998(H10)	33.6	16.3	11.7	5.6	1999(H11)	45.0	29.6	14.4	1.0

[資料：平成12年版環境白書（愛知県）]

(3) 酸性雨の防止に努めるまちづくり

施策の方針

酸性雨原因物質の排出削減を推進する。

基本的施策と具体的手法

酸性雨原因物質の排出削減の推進

【基本的施策】酸性雨の実態の把握

初各小学校において酸性雨調査を継続し、状況の把握に努める。

【基本的施策】自動車排出ガスの削減

「空気がおいしいまちづくり」施策の方針「自動車排出ガス対策の推進」(P.54)参照。

【基本的施策】酸性雨防止に関する啓発、情報提供の推進

初酸性雨の発生原因および防止策について情報提供の推進を図る。

酸性雨の影響

酸性雨とは、「酸性を示す降雨または乾性降水物」のことです。一般に、水素イオン濃度(pH)が5.6より低い(酸性度が高い)ものを酸性雨といいます。酸性雨による主な影響は次のとおりです。

湖沼への影響：湖や大きな池では水の酸性化が進み、動植物に大きな影響を与えています。日本では湖沼への影響は確認されていませんが、北欧諸国やアメリカ、カナダ等では魚の棲めない「死んだ湖」が増加しています。

森林への影響：酸性雨や硫酸化物、窒素酸化物等の大気汚染物質が複合的に作用することにより樹木の黄変、芽や葉の喪失、樹木の枯死等の現象が起こります。ヨーロッパでは非常に深刻な問題となっており、北米や中国でも大規模な被害が報告されています。

建物や文化財への影響：コンクリートでできた建築物では、酸性雨によりコンクリート中の炭酸カルシウムが溶けだし、外観の悪化やコンクリートの劣化を招きます。石材として大理石や石灰岩を用いることの多い欧米では、建築物や石像等の歴史的遺産や美術品への影響が問題となっています。

土壌や地下水への影響：土壌が酸性化されると、土壌成分の化合形態が変わり、溶解度が変化します。例えば、アルミニウムは土壌が酸性化すると溶出しやすくなり、溶出したアルミニウムにより地下水が汚染されることも考えられます。



(4) 省エネ、省資源を推進するまちづくり

施策の方針

- 省エネルギーを推進する。
- 未利用エネルギーの導入を検討する。
- 節水の促進と水資源の有効利用を図る。
- 省資源を推進する。

基本的施策と具体的手法

省エネルギーの推進

【基本的施策】省エネルギー行動の実践の推進

「地球温暖化防止を推進するまちづくり」施策の方針「燃料消費にともなう二酸化炭素排出の削減の推進」基本的施策「省エネルギー行動の実践の推進」(P.65)参照。

【基本的施策】省エネルギー施設、設備等の普及の推進

「地球温暖化防止を推進するまちづくり」施策の方針「燃料消費にともなう二酸化炭素排出の削減の推進」基本的施策「省エネルギー施設、設備等の普及の推進」(P.65)参照。

未利用エネルギーの導入検討

【基本的施策】自然エネルギーの利用の促進

初太陽熱利用、太陽光発電等の自然エネルギーの利用設備設置に関する補助の普及、拡大を検討する。

【基本的施策】公共施設や民間施設へのコジェネレーションシステム*の導入検討

初コジェネレーションシステム*についての情報の収集および提供に努める。

*コジェネレーションシステム

燃料の燃焼により発生する高温の熱を利用して発電を行うと同時に、その廃熱を利用して温水や蒸気を発生させ、給湯や冷暖房等低温で間に合う用途に利用するシステムです。このシステムは電力需要と熱需要が適切に組み合わせられた場合は、総合エネルギー効率が70～80%まで向上します。

節水の促進と水資源の有効利用

【基本的施策】 住民や事業者の節水意識の啓発

初水が有限であることや上水がエネルギー消費によって作られることを、さまざまな機会を通じて啓発する。

【基本的施策】 家庭、事業所、公共施設における節水設備の導入促進

初節水設備に関する情報提供を行う。
初節水設備導入にともなう補助事業を検討する。

【基本的施策】 雨水利用の促進

初下水道切替時の浄化槽雨水貯留槽転用補助金制度の利用を促進する。

【基本的施策】 公共施設や工場等における処理水の利用(中水利用)の促進

初中水利用についての情報の提供、普及啓発を行う。

【基本的施策】 雨水の地下浸透機能の保全

初樹林や農地の保全を図る。
初雨水地下浸透システムを検討する。

省資源の推進

【基本的施策】 ごみの発生および排出抑制の推進

「ごみを出さないまちづくり」施策の方針「ごみの発生および排出抑制の推進」(P.48)参照。

【基本的施策】 リサイクル(リユース含む)の推進

「ごみを出さないまちづくり」施策の方針「リサイクル(リユース含む)の推進」(P.48)参照。

6. 「環境を通じた対話、交流のあるまち」を目指して

(1) 積極的に環境教育を行うまちづくり

施策の方針

環境教育、環境学習の機会の提供を図る。

環境教育、環境学習の場の整備を図る。

基本的施策と具体的手法

環境教育、環境学習の機会の提供

【基本的施策】 学校での環境教育の充実

初棒の手、オマント等、本町特有の文化や伝統を取り入れた学習を検討し、地域に根ざした教育を推進する。

初自然体験等、体験を重視した活動の積極的な取り込みを検討する。

【基本的施策】 環境教育に関する生涯学習の充実

初環境情報ネットワークシステムの整備、環境情報誌の発行、各種環境マップの作成等、環境情報の提供を推進する。

初環境関連講習会、講座等を実施する。

初町内の農地や水辺等における、子どもから大人までが参加できる体験型、参加型の環境学習活動を推進する（例：香流川におけるコミュニティ地区別の生物調査および比較発表会の開催）。

初子どもセンター*において、環境活動等に関する情報の提供を行う。

初生涯学習の実施において、町内の大学との協力を図る。

*子どもセンター

民間も含めたさまざまな関係機関や地域の関係者から、地域の子どもの体験活動や子育てサークル等に関する情報を収集し、提供する拠点のことです。旧文部省の「全国子どもプラン（緊急3ヶ年戦略）」の施策の一つとして全国に子どもセンターを設置することが定められています。

【基本的施策】 環境教育、環境学習を推進するための人材の育成と活用

初児童館等の施設を拠点とし、地域の人材を活用して、遊びの指導者の育成や、伝統行事等にふれられるような、地域を知る活動を充実する。

初人材バンクリストの整備活用とボランティアの育成を図る。

初環境カウンセラー等の専門家を育成するシステムを構築する。

環境教育、環境学習の場の整備

【基本的施策】 自然や歴史的な遺産を生かした環境教育の場の整備

初環境教育等の実践の場として、水環境整備事業による立石池の整備を図る。

初里山の自然にふれ、知識として得たものを体験し、実践できる環境教育の場として、自然観察の森の整備を検討する。

初学校内において、ビオトープ*の創出を図る。

*ビオトープ

生物を意味するBioと場所を意味するTopを合成したドイツ語で、「野生生物の生息空間」を意味します。生態学的には「生物の生息に必要な最小単位の空間のこと」とされています。一般にはトンボ池等ある程度のまとまりのある生息地としてやや緩やかに使われ、さらに地域的な広がりをもつ生息空間等として幅広く使われることもあり、郊外から都市にかけての水辺、湿地、草地から森林にいたるまでの水と緑を結ぶネットワーク化までを考慮した概念です。

【基本的施策】 環境関連施設の整備、活用

初清掃センターの整備、活用を検討する。



(2) 住民、事業者が参加して環境保全を行うまちづくり

施策の方針

環境保全活動を支援する。

環境保全への積極的な参加を促進する。

事業者が行う環境保全活動への支援および指導を行う。

基本的施策と具体的手法

環境保全活動の支援

【基本的施策】環境保全活動団体へのアドバイスや支援の実施

初学生自治会やサークル主体の環境関連イベントへの支援を行う。

【基本的施策】環境保全活動に取り組んでいる個人や団体、事業者のネットワーク化の推進

初環境保全活動に関する三者（住民・事業者・行政）の連絡協議会を設置し、機能的な運営を図る。

環境保全への積極的な参加の促進

【基本的施策】環境保全活動に関する情報提供、環境保全活動の普及啓発の推進

初環境情報ネットワークシステムの整備を推進する。

初活動事例を紹介し、環境保全活動への参加を呼びかける。

【基本的施策】環境意識の高揚と具体的な活動の推進

初環境学習会やセミナーの定期的な開催に努める。

【基本的施策】環境に係わる施策の情報公開と住民意見の反映の推進

初環境に係わる施策の情報公開と住民意見の反映についてのシステムを確立する。

事業者が行う環境保全活動への支援および指導

【基本的施策】 開発等にあたって配慮すべき環境情報の提供

初環境資源目録の配布と、開発等計画時に詳細な情報の提供を行う。

【基本的施策】 地域および地球環境に配慮した事業活動への支援

初長久手町環境基本条例を周知させる。

初公害の発生を未然に防止するため、事業者と締結している公害防止協定を適宜見直し、適切な運用を図る。

初事業所におけるリサイクル責任者の養成、環境マネジメントシステム*の導入を促進する。

初産業廃棄物については、処理方法、処理先等の情報の提供を図る。

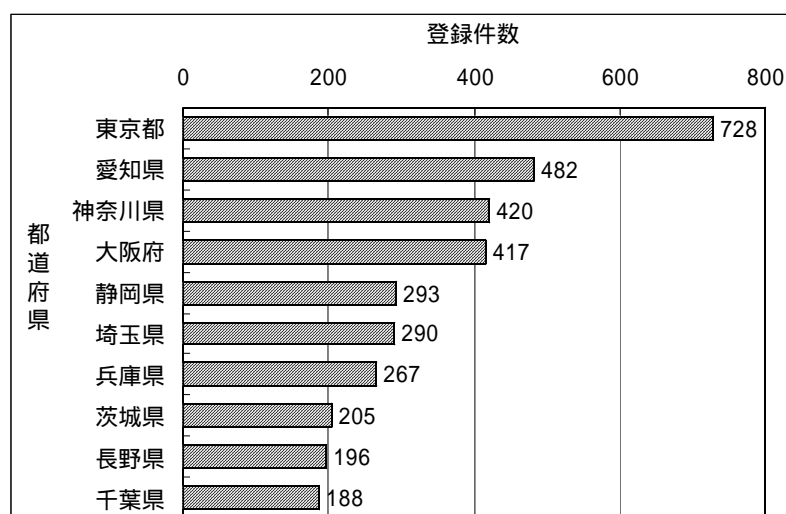
初事業系ごみの分別排出を推進し、事業系ごみの資源化、リサイクルに関する情報提供や協力体制を確立する。

*環境マネジメントシステム

企業等の組織において、組織の活動や製品を通じて環境に与える負荷をできるだけ減らすため、環境保全に向けた目標および方針に基づき、その取り組みを計画的に実行、管理するためのシステムのことです。環境管理システムともいわれます。ISO 14000シリーズは、企業等の組織が環境マネジメントを行うときの組織内（社内）システムのあり方を定めた国際規格です。

【基本的施策】 事業者による地域の環境保全活動への参加および支援の促進

初事業者の環境保全活動への取り組み事例を紹介し、環境保全活動への参加の啓発を図る。



2011(H13)年1月末現在
総認証取得件数5,338件
(延べ事業所数6,080件)

都道府県別ISO14001審査登録状況（上位10都道府県）

[資料：(財)日本規格協会(環境管理規格審議委員会事務局)調べ]

(3)環境コミュニケーションのあるまちづくり

施策の方針

環境を通じたコミュニケーションを図る。

基本的施策と具体的手法

環境を通じたコミュニケーション

【基本的施策】身近な自然を通じたコミュニケーション

初市民農園の整備を検討するなど、農地に交流の場としての機能をもたせ、東部地域と西部地域の住民のコミュニケーションを図る。

初新たな地域コミュニティによる農地の管理を推進し、住民同士のコミュニケーションを図る。

初中学生による体験稲作の実施を推進し、農村地域の住民と中学生のコミュニケーションを図る。

初住民活動団体、地主、行政が協議し、里山の管理について協力できるシステムの構築を推進し、住民活動団体、地主、行政のコミュニケーションを図る。

初子どもエコクラブやネイチャー探検隊の活動を推進し、子ども同士のコミュニケーションを図る。

初住民の参加で水質調査や水生生物調査等を実施し、住民と行政のコミュニケーションを図る。

【基本的施策】ごみを出さないまちづくりを通じたコミュニケーション

初住民・事業者・行政による、ごみ減量のネットワークの構築を推進し、三者のコミュニケーションを図る。

初ごみ分別収集の徹底のため、自治会等の住民組織との協力体制を推進し、行政と住民のコミュニケーションを図る。

【基本的施策】生活マナーのよいまちづくりを通じたコミュニケーション

初市街地の雑草対策や放置・乗り捨て自転車追放等に関する地域コミュニティ活動に対し協力支援をし、地域住民同士のコミュニケーション、住民と行政のコミュニケーションを図る。

【基本的施策】環境教育、環境学習を通じたコミュニケーション

初自然観察会、農地や水辺等における子どもから大人までが参加できる体験型、参加型の環境学習活動を推進し、子どもと大人のコミュニケーションを図る。
初児童館等の施設を拠点とし、地域の人材を活用して、遊びの指導者の育成や、伝統行事等にふれられるような、地域を知る活動を充実し、地域の大人と子どものコミュニケーションを図る。

【基本的施策】住民、事業者が参加して環境保全を行うまちづくりを通じたコミュニケーション

初環境保全活動に関する住民・事業者・行政の連絡協議会を設置し、三者のコミュニケーションを図る。

初環境に係わる施策の情報公開と住民意見の反映についてのシステムを確立し、住民と行政のコミュニケーションを図る。

初事業者による地域の環境保全活動への参加および支援を促進し、地域住民と事業者のコミュニケーションを図る。

【基本的施策】周辺自治体とのコミュニケーション

初河川に流入する排水対策について周辺自治体との情報交換システムを確立し、周辺自治体とのコミュニケーションを図る。

